

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を支援します！

【ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業】

高齢者福祉ガイド
【第2回】

在宅や入院などで常に紙おむつ等を使っている方の世帯に紙おむつ購入券を交付して、経済的負担を軽減します。交付を受けた方は、市と協定を結んだ販売店で、購入券と引き換えに紙おむつを受け取るようになります。

対象者 常に紙おむつを使用している在宅及び入院している方で、次の要件に該当する方

- ・65歳以上で、常に寝たきりの状態の方
- ・認知症のため要介護認定区分2、3、4、5の方
- ・身体障害者手帳1、2級または療養手帳の交付を受けている方

給付券の額 月を単位として1人3,000円分となります。

利用の条件 申請時に地区担当民生委員の確認が必要となります。

配付の方法 毎月、地区担当の民生委員の方が、ご自宅に届けます。

問い合わせ先 高齢福祉課 ☎52-1115

包括支援センターいしばし ☎51-0633（石橋地区）

包括支援センターこくぶんじ ☎43-1229（国分寺地区）

包括支援センターみなみかわち ☎47-2771（南河内地区）

次回は、【福祉タクシー事業】をお知らせします。

問い合わせ先

高齢福祉課 ☎52-1115

平成20年度から新しい健診・保健指導が始まります！

生活習慣病対策の強化が医療費抑制の重要な柱に位置づけられ、平成20年度から医療保険者（国民健康保険や健康保険組合など）が、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診・保健指導を実施することが義務づけられました。

下野市だけでなく、全国規模で新しい健診・保健指導を行うことになっています。

いままでとちがうところは？

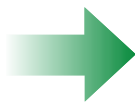
40歳～74歳の方は・・・

医療保険者（国民健康保険や健康保険組合など）が健診・保健指導を実施します。



<これまでの健診>

- ・職場の事業所健診
- ・健康保険の一般・成人健診や生活習慣病予防健診
- ・市町村の基本健康診査 など



<これからの健診>

- 加入している健康保険で実施
- ・国民健康保険
- ・健康保険組合
- ・政府管掌健康保険
- ・共済組合 など

（がん検診は従来どおりです）

国民健康保険に加入している人は・・・

下野市が健診・保健指導を行います。

健康保険組合など、国民健康保険以外に加入している被保険者（本人）及び被扶養者（家族）の方は・・・

それぞれの加入している健康保険組合などが、健診・保健指導の実施方法などについてお知らせします。

75歳以上の人は・・・

平成20年4月から新しい医療制度のなかで実施する予定ですので、詳細が決まりましたら広報紙等で皆様に随時お知らせします。

問い合わせ先

保険年金課 ☎40-5558